⑵　当該投資事業有限責任組合が、特定新事業開拓投資事業及びこれに附帯する事業のみを行うものであること。
⑶　当該投資事業有限責任組合が、当該認定を受ける前にいずれの会社が発行する株式も取得していないこと。
⑷　当該投資事業有限責任組合が、特定新事業開拓投資事業計画の実施期間の終了に伴い解散することとしていること。
⑸　当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員が法人である場合にあっては、当該投資事業有限責任組合の組合契約書に、投資担当者（当該法人の役員又は使用人であって、当該投資事業有限責任組合の投資事業を主として行う者をいう。）の氏名及び当該投資担当者の変更に係る適切な手続を記載していること。
⑹　当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員の有する出資口数が、当該投資事業有限責任組合の出資口数の総数の一％以上であること。
⑺　当該投資事業有限責任組合の内部収益率の目標が十五％以上であること。
⑻　当該投資事業有限責任組合の組合員が当該投資事業有限責任組合に対し出資している金額及び当該投資事業有限責任組合に対し出資することを約している金額の総額がおおむね二十億円以上であること。
⑼　当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員が次のいずれにも該当しないこと。
ⓘ　成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
ⓘⓘ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
ⓘⓘⓘ　禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。二⑴ⓥⓘ㈠において同じ。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
ⓘⓥ　法の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
ⓥ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この㈤において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
ⓥⓘ　認定特定新事業開拓投資事業組合が法第十八条第二項又は第三項の規定により認定を取り消された時において当該認定特定新事業開拓投資事業組合の無限責任組合員であった者であって、その取消しの日から五年を経過しないもの
ⓥⓘⓘ　法人であって、その役員のうちにⓘからⓥⓘまでのいずれかに該当する者があるもの
ⓥⓘⓘⓘ　暴力団員等がその事業活動を支配する者
⑽　当該投資事業有限責任組合の有限責任組合員が次のいずれにも該当しないこと。
ⓘ　暴力団員等
ⓘⓘ　法人であって、その役員のうちにⓘに該当する者があるもの
ⓘⓘⓘ　暴力団員等がその事業活動を支配する者
ⓘⓥ　当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員が個人である場合にあっては、当該個人と法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第四条第一項に規定する特殊の関係のある個人
ⓥ　当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員が法人である場合にあっては、当該法人の株主等（株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者をいい、その法人が自己の株式又は出資を有する場合のその法人を除く。以下この㈤において同じ。）のグループ（その法人の一の株主等及び当該株主等と法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十号に規定する特殊の関係のある個人及び法人をいう。以下この㈤において同じ。）が、当該法人の発行済株式又は出資（その法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の二分の一を超える数又は金額の株式又は出資を有する場合の当該株主等のグループに属する者
ⓥⓘ　当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員、ⓘⓥに掲げる個人及びⓥに掲げる者が他の法人を支配している場合（法人税法施行令第四条第三項各号に掲げる場合をいう。この場合において、同項各号中「他の会社」とあるのは、「他の法人」と読み替えるものとする。）における当該他の法人
ⓥⓘⓘ　民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約によって成立する組合、商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約によって成立する匿名組合、投資事業有限責任組合若しくは有限責任事業組合又は外国の法令に基づいて設立された団体であってこれらの組合に類似するもの

ロ　特定新事業開拓投資事業を実施しようとする投資事業有限責任組合は、経済産業大臣の認定を受けて特定新事業開拓投資事業を行うに当たっては、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家（その有する有価証券（法人税法施行令第百十九条の二第二項に規定するその他有価証券に該当する株式又は出資に限る。）の帳簿価額が二十億円以上のものに限る。）から二億円以上の出資を受けるよう努めるものとする。

二　特定研究成果活用支援事業の実施方法に関する事項その他特定研究成果活用支援事業に関する重要事項

文部科学大臣及び経済産業大臣が法第二十条第三項の規定により認定を行うに当たっては、特定研究成果活用支援事業計画が次のいずれにも該当することを要件とする。

⑴　当該計画に基づき特定研究成果活用支援事業を実施しようとする者（以下「特定研究成果活用支援事業者」という。）が法人である場合にあっては、当該法人が次のいずれにも該当するものであること。
ⓘ　株式会社であること。
ⓘⓘ　当該法人の役員（取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいい、いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。ⓘⓘⓘを除き、以下同じ。）及びⓘⓥ㈠に規定する合議制の機関の構成員が、特定研究成果活用支援事業の実施に関し、必要な知識、能力及び実績を有する者であること。
ⓘⓘⓘ　役員のうち一人以上が関係国立大学法人等役職員（特定研究成果活用支援事業の実施に必要な資金の出資並びに人的及び技術的援助その他の連携協力体制を当該法人との間で構築することが見込まれる国立大学法人等の役員（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第十条又は第二十四条に規定する役員をいう。）又は職員その他これに類する者をいう。以下同じ。）以外の者である社外取締役（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第十五号に規定する社外取締役をいう。以下同じ。）であること。
ⓘⓥ　特定研究成果活用事業者（国立大学法人等における技術に関する研究成果を、当該国立大学法人等と連携しつつ、その事業活動において活用する者をいう。以下同じ。）に対する支援（その事業活動に関する必要な助言、資金供給その他の支援をいう。以下同じ。）の実施に当たり、次に掲げる体制の整備に係る措置がとられていること。
㈠　支援の対象となる特定研究成果活用事業者及び当該支援の内容を審査する合議制の機関（その構成員の三分の二以上が関係国立大学法人等役職員以外の者であり、かつ、その構成員にⓘⓘⓘに規定する社外取締役が一人以上含まれているものに限る。）
㈡　役員及び㈠に規定する合議制の機関の構成員による職務の執行を監査する独立性及び専門性を有する機関
㈢　技術に関する研究成果に通じ事業を見極める機能と事業性を判断する機能を備えた体制
㈣　類似の民間事業者の慣行を踏まえ、その役員若しくは使用人の賞与等を支援の対象となる特定研究成果活用事業者の業績と連動させること又は当該役員若しくは使用人の報酬等の水準を適切に設定すること等、当該法人の役員及び使用人が責任をもって業務を行うことができる執行体制
㈤　特定研究成果活用支援事業が国立大学法人等における技術に関する研究成果の活用と当該国立大学法人等における研究の進展に資するものであることに鑑み、特定研究成果活用事業者に対する支援の実施状況等について、国及び当該国立大学法人等との間で意見交換を密接に行う体制